

〈史料紹介〉「高城権八家過去帳」に見る高城権八家の系譜

稲田 信・内田文恵・小山祥子

1. はじめに

松江城天守が今日の姿として残る過程で、明治新政府の方針により松江城が廃城の危機にある時、斐川の豪農勝部本右衛門父子と旧藩士高城権八の尽力によって天守は辛うじて残されたという英雄談が人口に膾炙されている。例えば、『島根縣史』九「藩政時代下 明治維新期」によれば、「明治四年廃藩置県の為め千鳥城三ノ丸は陸軍省の所管となり御花畠及若殿御殿は県有となりしも修繕費の出所なかりしを以て破損に任せ数年を経過せり、明治八年五月広島鎮台は工兵大尉斎藤直演を派出し千鳥城の諸建造物並に三ノ丸殿を入札払とし之を取去らしめんとす、入札払の実行に当り櫓の如きも四円又は五円にて落札し巍々たる天守閣も僅に百八十円にて石橋の某に落札せり、此事伝聞せる旧藩士等は感慨措く能はず元出雲郡の豪農勝部本右衛門・藩士高城権八等と相議り落札高の金を納めて天守閣破壊は辛ふじて免れたるも他の建造物は日ならずして解き払はれ荒涼たる廃墟を現出せり」と記されている^(注)。

勝部本右衛門家は現在も出雲市斐川町に在住されるが、残念ながら高城権八家はその後継承されなかつた。天守保存功労者として頻繁に紹介され、顕彰看板なども建立されたにも関わらず、権八に関する情報はいたって少ない。ところが、天守国宝指定を特集したTV番組で高城権八の顔写真が放映されたことをきっかけに、高城権八家に伝来している「過去帳」を所持しているとの情報が史料編纂室に寄せられた。過去帳については、極めて個人家のプライバシーに関するものであり、慎重な取り扱いをするべきものであるが、この「高城権八家過去帳」は高城家の系譜など、これまで不明であった権八を知る上で不可欠の情報を含んでおり、松江城の歴史を明らかにする立場から、所有者のご承諾を受けたうえで、紹介するものである。

2. 過去帳の伝来

過去帳とは、故人の戒名（法号・法名）・俗名・死亡年月日・享年（行年）などを記しておく帳簿である。「日付入り」のものは1日から31日までの日付が入っており、亡くなった日の欄に記入する。日付入りの過去帳は、毎日めくることで故人の命日（月命日・祥月命日）を確認し、追善供養、または謝恩する。続柄などが記されていれば、その家の系譜や来歴などが分かる貴重な史料もある。

高城権八家のものと推測できる過去帳は、松江市在住の内田滋家に伝來したもので、内田家に嫁いだ権八の孫「フサ（滋氏の曾祖母）」が跡絶えた高城家の遺品として受け継いだものという。伝來の過去帳は紙製、形状は折本で縦17.4cm、幅6.9cm、記述型式は1日から順に日付が入っており、亡くなった日の欄に戒名や俗名、続柄、その他の情報などが記されている。

記された内容から、高城家は享保21年（1736）に没した「戒名：一夢元昌信士」を初代とし、天守保存功労者の権八（戒名：高權院泰嶽隆城居士、明治31年12月25日没）は六代目にあたる（五代も権八を名乗る）。初代「一夢元昌信士」は軽輩取立者として任用され、三代目の「戒名：虚天了空居士」には「御先手組入」「中興祖」と記されており、格が上がり先手組足軽として列していた。四代、五代と続き、六代権八の時に更に昇進していた。六代権八死去の時に娘「キク」はいたが、婿養子（キクの夫）「貫一」はすでに没しており、内田滋氏によれば孫の「太郎」が喪主となった。

なお、この過去帳には貼紙が3か所に認められ、六代目権八の両親それぞれに院号が追加されたことを示す貼紙が元の記載の横に張られている。六代目高城権八の記載箇所には元々の記載文字の上に貼紙・記載文字が認められる。

(表1)は「高城権八家過去帳」の記載内容を没年順に整理したものである。六代目権八両親は貼紙の文字、六代目権八は貼紙の文字と貼紙下の文字を掲載した。(図1)は「高城権八家過去帳」、内田家戸籍抄本(内田氏提供)、内田滋氏への聞き取りにより、高城権八家初代から内田滋氏に至る系譜を復元したものである。

3. おわりに

松江城が国宝に指定され、改めて松江城天守が多くの人々の努力によって幾度の危機を乗り越えながら、今日に伝わっていることに注目が集まっている。しかしながら、明治8年(1875)に松江城天守が辛うじて保存されるにあたり、斎藤大尉が行ったとされる城郭施設の入札の実態や、勝部本右衛門、高城権八の働きを示す直接的な史料は確認されていない。明治初年は激動の時代であり、激動期ゆえに松江城に限らず史料が極端に少ない時期でもある。明治初年に天守が辛うじて破壊から免れ、今日に伝えられているという経過を、残されたわずかな史料から明らかにしていくことは、松江城研究を進めるうえでも重要な作業である。

注

野津左馬之助1930『島根縣史』九「藩政時代下 明治維新期」島根県。なお、岡田射雁1906「千鳥城と其城下」『松陽新報』には、「千鳥城の入札払下…(略)…明治八年五月広島鎮台は、千鳥城の諸建造物並びに三の丸殿を入札払に付して、之を取り去るべく、工兵大尉斎藤直演氏を派遣せり。…(略)…斎藤大尉の出張…(略)…城内の諸建造物及び三の丸殿を入札払ひに付したるが、何れも二足三文の情けなき金額にて、櫓の如きは四円五円にて落札し、巍々たる天守閣の如きも、石橋の某なる者に、僅々百八十円にて入札落ちたり。是等城内の諸建造物は、皆ただ屋瓦と鎧釘等の金額を見積もりて附けたる払下げ代価にして、木材及び石材の如きは、少しも計算に入れざるものなりき。天守閣保存運動 右諸般の入札払あるを伝聞せる旧藩士等は、其の祖先以来日夕親しめる藩城と、永久の訣別を見るべく、悉く愴然たる一種の感慨に打たれたるも、政府の命令に出でたるものなるを以て、何れも涙を飲んで運命の手に委すべく決心したり。時に元出雲郡の豪農勝部本右衛門氏、亦松江旧藩士と志を同じうするものなるが、何とぞして天守閣だけにても保存したきものと思ひ、終に旧藩士高城権八氏と協議せる所ありて、高城氏は直に県庁に出頭し、土木係にして、同大尉の臨時顧問たる旧藩御大工馬場佐々右衛門を介して、斎藤大尉を訪問し、右天守閣の入札金と同一金額を、有志者より献納すべきを以て、天守閣をこのまま存続せられん事を懇願せり。……」(『島根叢書』第1篇(1933)再録より抜粋)とある。勝部本右衛門、高城権八の尽力によって天守は辛うじて残されたという記事は、岡田射雁1906「千鳥城と其城下」での記述が今日確認できる限り初出で、『島根縣史』などに採録されることで、「千鳥城と其城下」に記された「保存功労」が定説化していった可能性がある。

[謝 辞] 本稿を執筆するにあたり、内田滋氏、内田朝子氏からは貴重な情報提供をいただきました。

また、高城権八家から内田家に伝わった「高城権八家過去帳」については、松江城の歴史を明らかにするために活用してほしいと、松江市に御寄贈いただき松江歴史館で保管することとなりました。重ねて感謝申し上げます。

(いなた まこと 松江市史料編纂室長)

(うちだ ふみえ 松江市史料編纂室主任編纂官)

(こやま さちこ 松江市史料編纂室 副主任)

表1 「高城権八家過去帳」の記載内容一覧

西暦	死亡年月日	戒名	付記
1713	正徳三年七月十九日	月心妙珠信女	縁由不分明
1717	享保二年二月十一日	了泰童子	
1726	享保十一年二月七日	幻空童子	
1729	享保十四年四月六日	一夢元昌信士	元祖
1732	享保十七年十一月二十日	寒林宗庭信士	縁由不分明
1736	享保二十一年二月十六日	陽岳妙春信女	元祖一夢室
1751	寛延四年三月二十三日	元室利貞信女	二代目仙峯室
1757	宝暦七年九月一日	仙峯榮寿信士	二代目
1780	安永九年九月十八日	華林貞封信女	中興元祖虛天室
1788	天明八年九月九日	林紅禪童女	四代目耕月二女
1794	寛政六年三月十五日	虛天了空居士	三代目自力ヲ以御先手組入 中興祖
1820	文政三年五月八日	耕月祖雲居士	四代目
1823	文政六年七月十八日	蓮室生縁信女	耕月三女 宮川新重室同家断絶
1831	天保二年九月二日	幼顔孩子	五代目権八三男
1838	天保九年七月一日	頓了依教信士	通称善右衛門 三代目虛天三男ニシテ富山家ヲ継 故アリテ同家断絶於京都死去
1838	天保九年十月八日	幻容女孩	五代目権八四女
1840	天保十一年四月十四日	忠巖良孝居士	五代目権八長男 通称信市
1842	天保十三年八月二十五日	佛鑑玄乘大和尚	四代目耕月三男
1845	弘化二年十月二十四日	玉霜禪童女	五代目春山五女トヲ
1846	弘化三年四月五日	實巖貞性大姉	五代目春山妻
1846	弘化三年四月五日	定光院實巖貞性大姉	五代目春山妻 明治三十二年一月二十八日院号追加ス
1847	弘化四年十一月十六日	還孝院到安是心居士	五代目春山公二男 通称平蔵 伯父前田善市為養子
1848	弘化五年二月七日	春山良花居士	五代目 通称権八
1848	弘化五年二月七日	祥雲院春山良花居士	五代目 通称権八 明治三十二年一月二十八日号追加ス
1848	嘉永元年十二月二十日	松月貞操大姉	四代目耕月室
1863	文久三年二月六日	本応良性信士	五代目権八五男通称萬之助
1888	明治二十一年七月四日	純徳院貫雄良一居士	通称貫一 六代目権八養子三十八年五ヶ月 實西田仁左衛門次男
1888	明治二十一年八月二十八日	瑞林惠光禪童女	貫一 二女ヨネ 滿十四歳
1898	明治三十一年十二月二十五日	高権院泰嶽隆城居士	五代目春山四男 六十七年 通称権八
1898	(貼紙下) 明治[]	(貼紙下) [] 高権院泰嶽隆城居士	(貼紙下) 五代目春山四男六十七年 六代目通称権八

(欄外記入)

1731	享保十六年六月十五日	釈尼善栄信女	虚天了空居士実父母 倉崎権左衛門家
1758	宝暦八年十二月二十四日	雪芳可白信士	
1935	昭和十年	高城キク	高城権八長女
1955	昭和三十年頃死	高城 成	貫一・キク次男

(網掛けは貼紙)

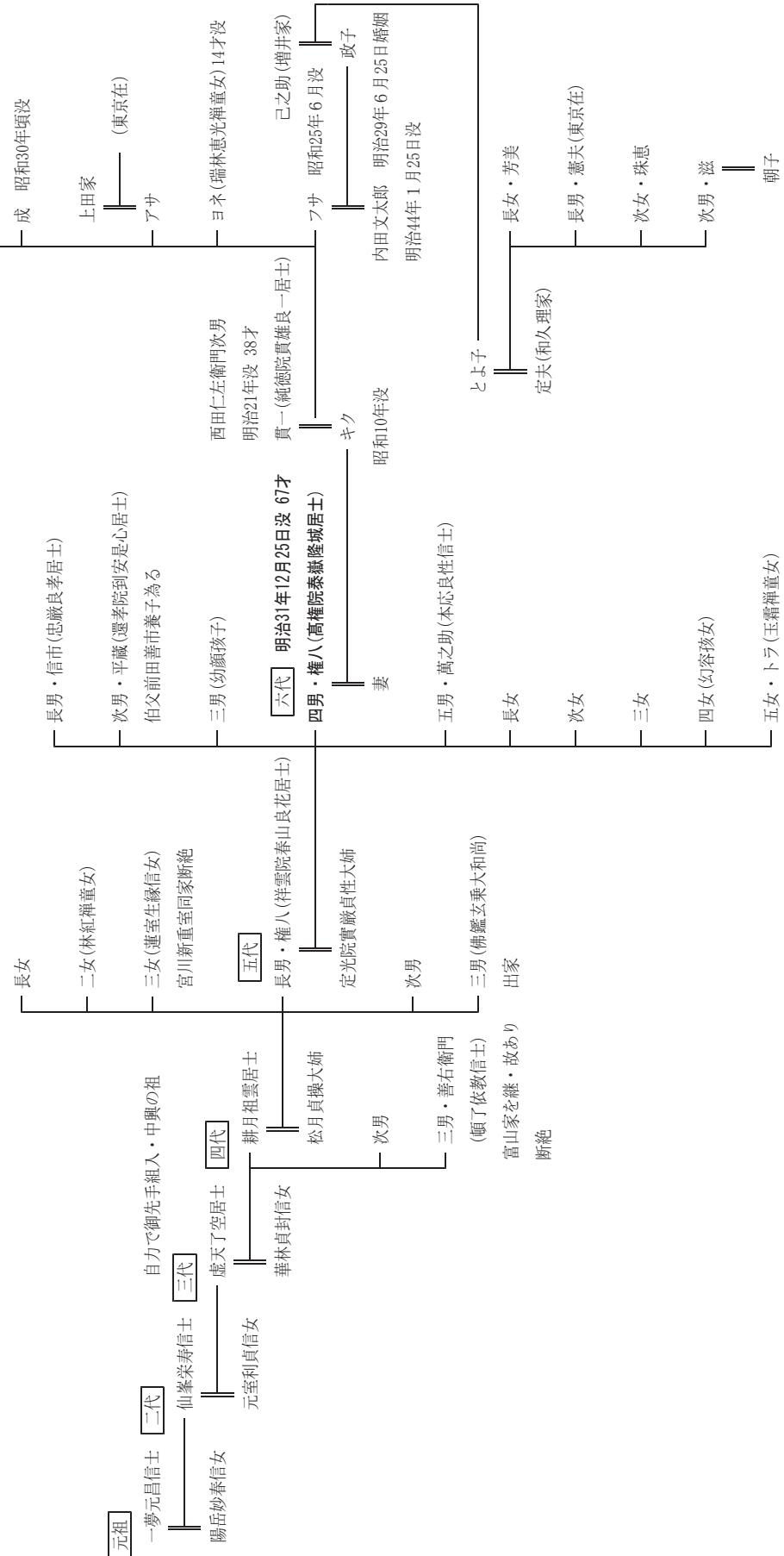


図 1 高城権八家の系譜



高城権八家過去帳（表紙）

日	四	十
五	二	十
佛鑑玄來大和尚		
高城権八記載箇所	天保十三壬寅八月 四代目耕月三男	
通称権八	明治三十一年十二月二十五日 五代目春山嗣立年	

高城権八家過去帳（六代目高城権八記載箇所（貼紙）：明治31年12月25日没）